

免税軽油制度の継続に関する意見書

冬季観光産業の柱であるスキー場産業は、地域の雇用や経済活性化に重要な役割を果たしてきた。しかし、全国の索道旅客輸送実績は１９９０年代をピークに減少傾向にあり、福島県内においても東日本大震災や新型コロナの影響により、２００９－１０シーズンに約１６３万人を数えた来場者数が２０２５－２６シーズンには約８２万人へと大幅に減少し、索道旅客輸送実績も激減し厳しい経営環境にある。

現在、索道事業者が使用するゲレンデ整備車や降雪機の動力源となる軽油には、軽油引取税（１リットル当たり１５円）の課税免除の特例措置（免税軽油制度）が適用されている。本制度は元来、「道路を走行しない機械」の燃料への課税を免除する趣旨から幅広い分野で認められており、スキー場産業においても安全なゲレンデ整備と安定営業を支え、地域経済の維持に大きく貢献してきた。

しかし、現行の特例措置は令和９年３月３１日限りで期限を迎える。もし本制度が継続されず廃止されれば、索道事業者は甚大なコスト負担増を強いられる。燃料価格高騰や少雪、地球温暖化により逼迫するスキー場経営は一層悪化し、地方の冬季観光の衰退、雇用の喪失、地域経済への致命的な打撃は必至である。

よって、国においては、地方の基盤産業であるスキー場産業の存続と地域経済の安定を図るため、索道事業者が使用するゲレンデ整備車および降雪機に係る軽油引取税の課税免除の特例措置（免税軽油制度）について、令和９年４月以降も引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年７月８日

衆議院議長	参議院議長	
内閣総理大臣		宛て
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		
国土交通大臣		

福島県議会議長 矢 吹 貢 一